

個人保証の制限について～個人事業主の配偶者の取り扱いを巡って

部会委員 大島 博

1. 趣旨

部会資料78Aで提案された個人保証の制限の記載を巡り、複数の委員・幹事から、個人事業主の配偶者を個人保証の制限の例外として認めることはおかしい、との意見が寄せられた。商工会議所は、従前から個人事業主の配偶者は個人保証の制限の例外として認めていただきたい旨の主張をしており、改めてその理由を申し上げたい。

2. 個人保証の制限に対するスタンス

商工会議所としては、個人保証に依存しない融資を推し進めるべきであると考えており、今回の改正による個人保証の原則的な制限には賛成である。個人事業主の配偶者であってもできる限り保証をとるべきではないと考えている。

一方において、個人保証を制限したことにより中小企業が資金調達を行うことが困難になるような事態は避ける必要がある。

3. 個人保証の制限の例外として個人事業主の配偶者を取り扱うべき必要性

現在、金融庁の監督指針並びに信用保証協会のガイドラインでは第三者保証原則禁止の例外として「経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）」と記載されている。実際に、地方銀行や信用金庫などの金融機関の融資商品には個人事業主の配偶者の連帯保証を求めるものが多いのが実態である。

個人事業主の場合は、部会資料78Aの理由に記載の通り、経営と家計が一般に未分離であることから、配偶者は事業主と経済的に一体であることが多く、事業主の経営状態を容易に認識しうるものであり、純然たる第三者保証とは異なるものである。他方、金融機関としても、事業を一体として営んでいる配偶者に対しては、債権の保全のためというより、経営に対する規律付け（経営に対する共同的な責任）として保証の必要性を認めている実態があることから、金融庁の監督指針や信用保証協会のガイドラインはこのような例外を定めているものと推測される。仮に事業主本人と共に当該事業に従事する配偶者の保証が禁じられた場合には、現に配偶者を保証人とすることで融資を受けている個人事業主が多く存在するため、資金調達が困難になることが懸念される。

なお、第88回部会では、配偶者による保証を特に認めなくとも、公正証書によるスキームで保証が可能なのだからよいのではないかと、との論調があったが、公正証書による方法は、創業や経営革新など事業経営に関係しない、純然たる第三者の保証を例外的に認める場合を想定し、それゆえに厳格な手続きが定められているものとする。仮にこのような厳格な手続きを個人事業主の配偶者について要求した場合、事業のためとはいえ夫婦間で煩雑な公正証書などの手続を経ることには抵抗があると考えられ、結果として、配偶者の保証をとることが困難になり、多くの金融機関は当該個人事業主に対する融資の実行を控えることが容易に想定される。このため、上記のとおり、現実的な対応を示している金融庁の監督指針並びに信用保証協会のガイドラインと同様の取扱いが妥当であるとする。以上